

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議規程（改定案）

（名称）

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約第10条の規定に基づく有識者会議は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議（以下「有識者会議」という。）という。

（組織）

第2条 有識者会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、歴史、文化財、観光、まちづくり等について優れた識見を有する者のうちから、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「本部会議」という。）の本部長が本部会議に諮って選任する。

（座長）

第3条 有識者会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 有識者会議は、座長が主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 有識者会議は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（顧問）

第4条 有識者会議に、歴史、文化財、観光、まちづくり等について高度の学識経験又は特に優れた識見を有する者を顧問として置くことができる。顧問は、本部会議の本部長が本部会議に諮って選任する。

（部会）

第5条 座長は、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に部会長を置き、部会を構成する委員の互選により定める。

3 部会は、部会長が主宰する。

（ワーキンググループ）

第6条 部会に、必要に応じて委員その他の者で構成するワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営について必要な事項は、部会長が定める。

（特任専門委員）

第7条 有識者会議に、専門的事項の調査・研究を行うため、特任専門委員を置くことができる。

特任専門委員は、本部会議の本部長が選任する。

（庶務）

第8条 有識者会議の庶務は、本部会議の事務局において行う。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員名簿

(敬称略・平成 28 年 3 月 23 日現在)

	氏 名	主 な 役 職	分 野
座長	石森 秀三	北海道博物館館長	観光文明学 博物館学
副座長	加藤 晃規*	関西学院大学名誉教授	都市計画
委員	金関 恕*	大阪府立弥生文化博物館名誉館長	考古学
委員	山下 和彦	(公財) 堺市文化振興財団顧問	マーケティング
委員	白石 太一郎*	大阪府立近つ飛鳥博物館長	考古学
委員	佐藤 友美子	追手門学院成熟社会研究所所長	生活文化
委員	井戸 智樹	歴史街道推進協議会ネットワーク推進部部長	都市政策
委員	宗田 好史*	京都府立大学教授	都市計画
委員	岡田 保良*	国士館大学教授	建築 文化遺産
委員	和田 晴吾*	兵庫県立考古博物館長	考古学
委員	福永 伸哉*	大阪大学大学院教授	考古学
委員	西村 幸夫	東京大学教授	都市計画 世界遺産
委員	稻葉 信子	筑波大学大学院教授	世界遺産

(注) 氏名に*を付した委員は、専門部会委員